

『金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習』 の新設について

金属アーク溶接等作業において発生する「溶接ヒューム」は、発がん性が認められ、また深刻な神経機能・呼吸器系の健康障害を発生させるおそれがあることから特定化学物質に追加され、労働安全衛生法令（安衛法第14条、安衛法施行令第6条18号、特化則第27条）で「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した有資格者から「特定化学物質等作業主任者」を選任しなければならないことと規定されましたが【令和3（2021）年4月施行】、溶接ヒューム以外の特定化学物質・四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等の受講者の負担を考慮し、金属アーク溶接等作業のみに従事する者に向けて、金属アーク溶接等作業に限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、「金属アーク溶接等作業主任者」を選任することができることとなりました【令和6（2024）年1月施行】。



今般、当協会においては、沖縄労働局に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」の新規登録申請を行い、令和6年4月11日付けで登録が認められましたので（登録番号180号）、当該講習を新設しました。

なお、令和6年度の開催は、6月5日（中城村）、10月22日（石垣市）、11月28日（名護市）、12月4日（中城村）、3月4日（宮古島市）の予定としております。詳細については、当協会のホームページに掲載している講習案内文をご覧ください。